

安全データシート(S D S) K-150ULN

作成日 2019年5月27日

改訂日 2023年10月25日

1. 化学品及び会社情報

化学品：K-150ULN

供給者の名称：アーク株式会社

住所：大阪市北区西天満3-10-3

電話番号：06-6809-5970

F A X 番号：06-6809-5975

推奨用途：溶剤

2. 危険有害性の要約

G H S 分類 JIS Z 7252、7253：2019 使用

物理化学的危険性 引火性液体 区分3

健康に対する有害性 急性毒性（経口） 区分4

皮膚腐食性／刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2A

皮膚感作性 区分1

発がん性区分2

特定標的臓器全身毒性（単回曝露）区分1（血液）

区分2（眼）

区分3（気道刺激性、麻酔作用）

特定標的臓器全身毒性（反復曝露）区分1（血液、眼、鼻）

区分2（中枢神経系、肺）

誤えん有害性 区分1

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期（急性） 区分1

水生環境有害性 長期（慢性） 区分1

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語 危険

危険有害性情報 可燃性液体

飲み込んで気道に侵入すると致命的となることがある

皮膚刺激を引き起こす。

眼刺激を引き起こす。

吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすことがある。

発がんのおそれの疑い。

臓器（血液）の障害。

臓器（眼）の障害のおそれ。

眠気及びめまいのおそれ。呼吸器への刺激のおそれ。

長期又は反復曝露による臓器（血液、眼、鼻）の障害。

長期又は反復曝露による臓器(中枢神経系、肺)の障害のおそれ。

飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ。

水生生物に非常に強い毒性。長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性。

安全対策

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。

防爆の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。

静電気放電や火花による引火を防止すること。

保護手袋/保護服/目の保護具/顔の保護具を着用する。

取扱い後は徹底的に洗浄する。

救急処置

吸入した場合空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、直ちに医師に相談してください。

皮膚に付着した場合多量の石鹼と水で洗浄してください。

眼に入った場合数分間水で慎重に洗浄して下さい。コンタクトレンズをしている場合、外して洗浄して下さい。

吐かせないこと気分が悪い時は、医師の診断を受けて下さい。

皮膚刺激が起きた場合医師の診断を受ける。

目の刺激が持続する場合医師の診断を受ける。

服に付着した場合付着した衣類を脱ぎ、再使用する前に洗うこと。

保管容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

廃棄内容/容器を（地域/地域/国/国際規制に従って）廃棄する。

3. 組成、成分情報

成分名	CAS No.	含有量(WT%)
ソルベントナフサ	64742-94-5	70.0-75.0
トリメチルベンゼン	95-63-6, 108-67-8, 526-73-8	27.5

4. 応急措置

A. 目に入った場合

多量の清潔な低圧水で少なくとも15分間目を徹底的に洗い流す。

まぶたの裏も洗浄する。刺激が持続する場合は、医師の診察を受ける。

B. 肌、及び服に付着した場合

付着したされた衣類は脱がせ、石鹸と水で多量の水で15分以上分以上洗浄する。

粘着性がある場合は、まず水なしのクリーナーを使用する。

気分が悪い、または刺激が生じた場合は、医師の診察を受けてください。

C. 吸入した場合

気分が優れない場合は直ちに新鮮な空気のある場所に移す。

必要に応じて酸素吸入または人工呼吸を行う。

救急医療を受ける場合、迅速に対応する。

D. 飲み込んだ場合

吐き出させない、迅速に救急医療を受ける。

E. 予想される急性症状及び遅発性症状

吸入した場合：過度の吸入は、咽頭痛、頭痛、吐き気、疲労、めまい、錯乱、意識喪失

咳、息切れ、中枢神経系鬱病、中毒および虚脱を引き起こすことがある。

皮膚に付着した場合：皮膚の乾燥、発赤。

眼に入った場合：発赤、痛み。

飲み込んだ場合：吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、化学的肺炎のリスク。

最も重要な兆候及び症状：めまい、頭痛、吐き気。

F. 医師に対する特別注意事項

症状は遅れて発現することがあり、過剰に曝露したときは医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

A.消火剤：小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、水、耐アルコール性泡消火剤。

大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤。

使ってはならない消火剤：棒状注水。

B.化学物質から生じる特定の危険有害性：特有の危険有害性

火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

C.消防士のための特別な保護具および注意事項

自給式の自給式呼吸器および消防士用の換気装置を着用してください。

火からの熱は可燃性の蒸気を発生する可能性があります。

空気と混合して発火源に暴露すると、蒸気が燃焼することがあります。この蒸気は空気より重い性質があります。

微量のスプレー/ミスト状の場合、通常の引火点以下の温度で燃焼する可能性がある。

安全な距離/保護された場所から消火して下さい。

高温の場合、密閉容器を破裂させたり、火災を起こしたり、火傷やけがの危険性を高めたりするのに十分な圧力がかかります。

冷却には発泡/蒸気爆発を避ける為、水を使用してください。

燃焼する液体は水に浮遊する可能性があります。

液体が下水道/公共水域に入った場合は直ちに当局に通知する。

6. 漏出時の措置

A.人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

ブチルゴム製耐薬品性手袋を着用する

使用条件に応じて、保護手袋、エプロン、ブーツ、頭と顔の保護具を着用する。

保護具は使用するたびに徹底的に洗浄する。

B.環境に対する注意事項

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

環境中に放出してはならない。

流出した場合は、環境当局に連絡する。

C.封じ込め及び浄化方法と機材

すべての発火源を取り除く（直射日光の当たる場所では、煙草、火花、火花または炎がないことを確認する）。

危険でなければ漏出を止める。漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
こぼれた物質に触れたり、上を歩いたりしない。

水路、下水管、地下室または密閉された区域に入るのを防ぐ。

回収

少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で産業廃棄物として、廃棄処理する。

少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

A.安全な取扱いに関する注意事項

皮膚との接触を避ける。適切な接着および/または接地手順を使用してください。

スリップの危険を避けるため、小さなこぼれや漏れを防ぐ。

静電気予防に対する安全対策を行う。

B.安全な保管条件

容器を開けっ放しにせず注意して取り扱うこと。開缶時はゆっくり缶をと開く。

涼しく換気の良い場所に保管する。

ドラムは必ず接地し、ボンディングし、自己閉鎖バルブ、フレイムアレスタを備えている必要がある。

8. 暴露防止および保護措置

A.作業場の空気中の曝露限界、生物学的限界値

◎ソフベントナフサ

管理濃度：設定されていない。

許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：

日本産業衛生学会（2005年版）設定されていない。

ACGIH（2005年版）設定されていない。

◎トリメチルベンゼン

管理濃度未設定

許容濃度

日本産衛学会（2010年度版）25ppm, 120mg/m³

ACGIH（2011年版）TWA:25ppm, 123mg/m³

設備対策：防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

取扱いについては全体換気装置を設置した場所で行う。

保護具

呼吸器の保護具：換気が不十分な場合は、適切な呼吸保護具を着用すること。

B.設備対策：

電気設備及び工具は防爆型を使用し、静電気放電に対する予防措置を講ずること。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。－禁煙。

保護具を着用する。

静電気対策のために、装置、機器などの接地を確実に行う。

局所排気・全体換気について、局所排気、全体換気を行なう。

液の漏洩や蒸気の発散を極力防止する。

安全取扱注意事項

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。眼への刺激性があるので眼に触れないようにする。

眠気又はめまい、呼吸器の刺激、器官の損傷のおそれがあるので、本製品に接触、吸入、飲み込みをしてはならない。

容器を転倒、落下、衝撃を加える、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

眼に入れないこと。接触、吸入又は飲み込まないこと。

取扱い後は徹底的に手を洗うこと。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

保護具

呼吸器保護：適切な保護具（有機ガス用防毒マスク）高濃度の場合送気呼吸器を用いること。

眼の保護：化学薬品用スプラッシュゴーグルやフェイスシールドを着用する。

手の保護：耐薬品性手袋を着用する

身体保護：耐油性（不浸透性、静電気防止）長靴、前掛け、防護服、等の保護具を着用する。

衛生対策

使用後は徹底的に洗浄する。

9. 物理的および化学的性質

外観（物理的状態、色など）：無色透明液体
臭気：アロマ臭
臭気限界：データなし
PH：データなし
融点/凝固点：データなし。
初期沸点および沸点範囲：175～193℃（ASTM D86）
引火点：59℃（ASTM D56）
蒸発速度：8（ASTM D3539、n-BuAc = 100）
難燃性（固体、ガス）：データなし。
上限/下限可燃性または爆発限界：0.6～7%（Vol.）
蒸気圧：37.8℃で4mmHg
溶解度：0.1以下
蒸気密度：4.8（空気= 1）
比重：15.56℃で0.886（ASTM D4052）
分配係数（n-オクタノール/水）：データなし
事前発火点：465℃
分解温度：データなし
粘度：1.14 cSt at 25℃

10. 安定性および反応性

- A. 化学的安定性：通常の取扱においては安定しています。
- B. 危険有害反応性の可能性：強酸化剤と強く反応し、火災や爆発の危険がある。
- C. 避けるべき条件：空気との爆発限界内の混合ガスの形成。
- D. 混触禁止物質：過酸化水素、硝酸、硫酸などの強力な酸化剤
- E. 危険な分解生成物：炭素酸化物（CO、CO₂）

11. 有害性情報

A. 暴露経路の可能性に関する情報

吸入暴露：刺激、頭痛、眠気、めまい、指向喪失を引き起こすことがある。

摂取暴露量：刺激、嘔吐、頭痛、めまい、指向喪失、肺鬱血を引き起こすことがある。

皮膚暴露：皮膚刺激を引き起こす可能性がある。液体は皮膚を脱脂する。

目の露出：目の刺激を引き起こす可能性がある。

B.短期および長期の暴露による遅発性および即時性の影響ならびに慢性的な影響：

急性毒性：

◎ソルベントナフサ

経口LDLo（ラット） > 5ml / kg

皮膚LD50（ウサギ） > 2mg / kg

吸入LC50（ラット）：590mg / m³（ラット） > 5000mg / kg

皮膚LC50（ウサギ）：> 3160mg / kg

吸入：LC50（ラット）：> 11.4mg / L / 6時間

◎トリメチルベンゼン

経口LDLo（ラット）：> 10ml / kg（NLM）

皮膚腐食性/刺激性：皮膚刺激を引き起こす可能性がある。

重大な眼の損傷/刺激：目の刺激を引き起こす可能性がある。

呼吸器感受性：感受剤であるとは考えられていません。

発がん性：

◎ソフベントナフサ

IARCグループ3：ヒトの発がん性に分類されない

生殖細胞変異原性：適用できません

生殖毒性：適用できません

吸引の危険性：液体を飲み込むと、化学的肺炎のリスクで肺に吸引されることがあります。

C.毒性の数値尺度（急性毒性推定値など）：データなし

1 2 . 環境影響情報

水生環境有害性 短期（急性）

◎ソルベントナフサ

魚類 LC50：45mg/l/96hr（IUCLID）

甲殻類 EC50：0.95mg/l/48hr（IUCLID）

藻類 EC50：2.5mg/l/72hr（IUCLID）

水生環境有害性 長期（慢性）

◎ソルベントナフサ

BCF：130~159（IUCLID）

潜在的蓄積性を有する。

急速分解性を示すデータなし。

1 3. 廃棄に関する注意事項

A. 処分方法：

認可された業者を使用し、廃棄物処理施設にて処分すること。
関連法規及び自治体の基準に従うこと。

B. 廃棄上の注意事項（廃棄容器および方法の指定）：

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに自治体の基準に従い適切な処分を行う。

1 4. 輸送に関する情報

国際規制

海上規制情報：IMOの規定に従う。

UN NO. 3082

Class : 9

Packing Group : III

航空規制情報：ICAOの規定に従う。

UN NO. 3082

Class : 9

Packing Group : III

国内法規制：

陸上規制情報：消防法の規定に従う。道路法の規定に従う。

海上法規制：船舶安全法の規定に従う。

国連番号：3082

クラス：9

容器等級：III

航空法規制：航空法の規定に従う。

国連番号：3082

クラス：9

容器等級：III

その他の安全対策：

転倒、破損、落下しないように積載すること。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

15. 法規制に関する情報

労働安全衛生法

第57条第1項 名称等を表示すべき有害物（トリメチルベンゼン）

第57条第2項 名称等を通知すべき有害物（トリメチルベンゼン）

有機溶剤中毒予防規則 第3種有機溶剤

消防法 危険物第四類第二石油類非水溶性液体 危険等級Ⅲ

PRTR法 第1種指定化学物質（管理番号：691）（トリメチルベンゼン）

令和5年3月31日まで 政令番号：1-296

令和5年4月1日より 政令番号：1-342

船舶安全法 引火性液体類（トリメチルベンゼン）

航空法 引火性液体（トリメチルベンゼン）

16. その他の情報

各データ毎に記載した。